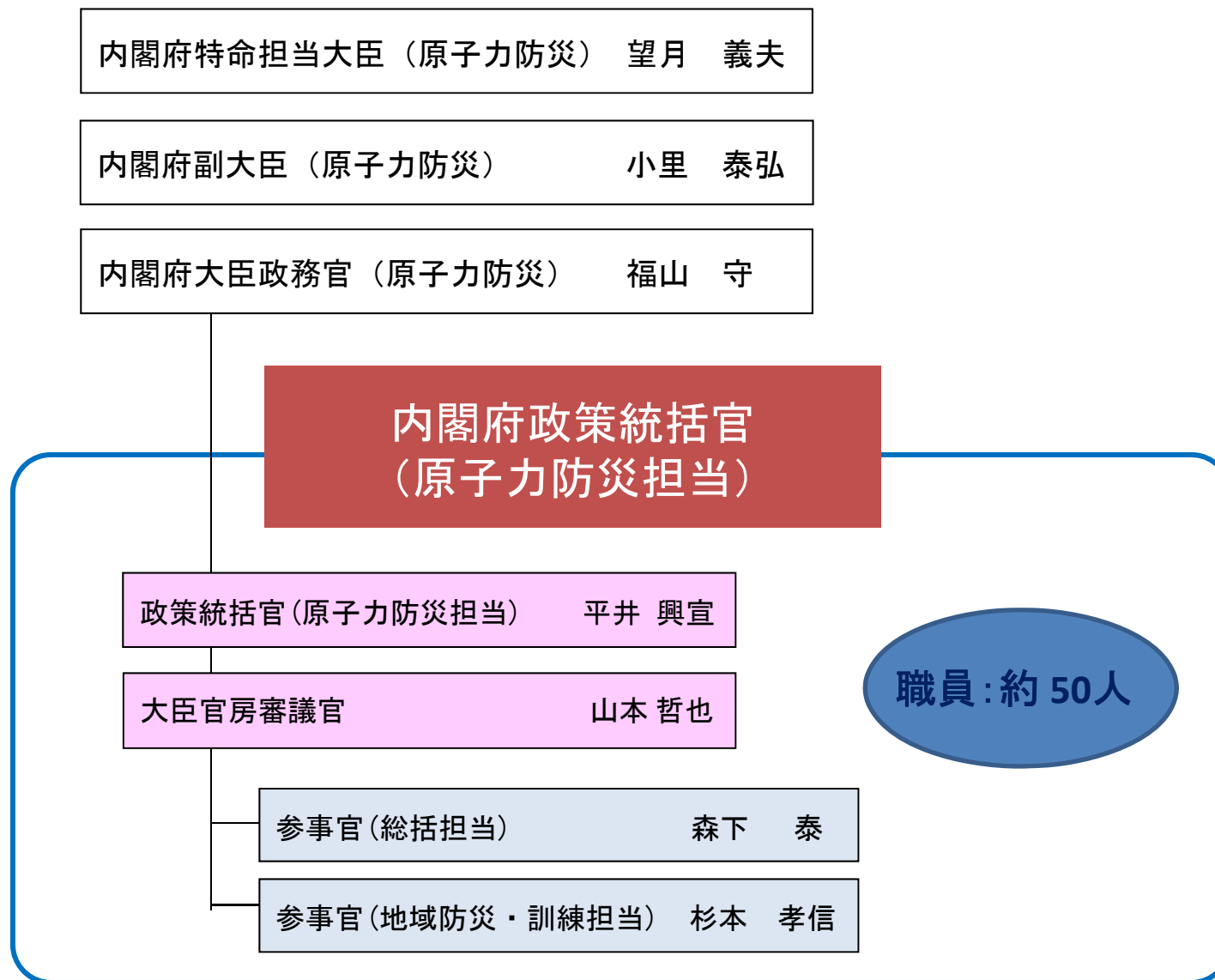


地域防災計画充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)付
来住 正人

◆内閣府(原子力防災)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画・避難計画作成への支援・充実強化

- ◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援
→ 国と自治体が一体となって、避難計画の策定・充実に取り組む

2. 関係道府県への財政的支援

- ◆放射線防護のための対策等に関して、財政的支援を行う。

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)

原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)

3. 原子力総合防災訓練(毎年実施)

- ◆国が計画し、地方自治体、電力事業者が合同で訓練を実施

2014年度は志賀原子力発電所(石川県)を対象に実施。

- ◆地方自治体が行う原子力防災訓練を支援

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

(平成25年9月3日 原子力防災会議決定)

- 原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチーム(現:地域原子力防災協議会)を速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認

資料2

地域防災計画の充実に向けた今後の対応(案)

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

地域原子力防災協議会の設置状況

- 実用発電炉が設置されている地域それぞれに地域原子力防災協議会を設置(13地域)。それぞれの協議会に作業部会を設置。
- 作業部会の主な構成メンバーは、原子力災害対策重点区域に入る道府県をはじめ、内閣府、関係機関など。地域防災計画や避難計画の充実化に向けて、地域ごとに課題を検討



会議体

- 福井エリア地域ワーキングチーム 平成25年5月～
(計7回)

＞内閣府(原子力防災)、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、
関西広域連合など

※1 先行していた「広域的な原子力災害に関するワーキンググループ」と同一のものとして開催

※2 平成27年3月以降は「福井エリア地域原子力防災協議会作業部会」として開催

- 高浜地域分科会を設置 平成26年12月～(計12回)

＞内閣府(原子力防災)、福井県、滋賀県、京都府、関西広域連合など

主な検討の内容

- 避難行動要支援者の避難の考え方
- 複数の避難ルートの設定
- 避難に必要なとなる車両の確保策 など

- 原子力災害対策指針の考え方を踏まえ、高浜地域のPAZ圏、UPZ圏における対応のほか、物資の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの体制などを関係自治体と検討。

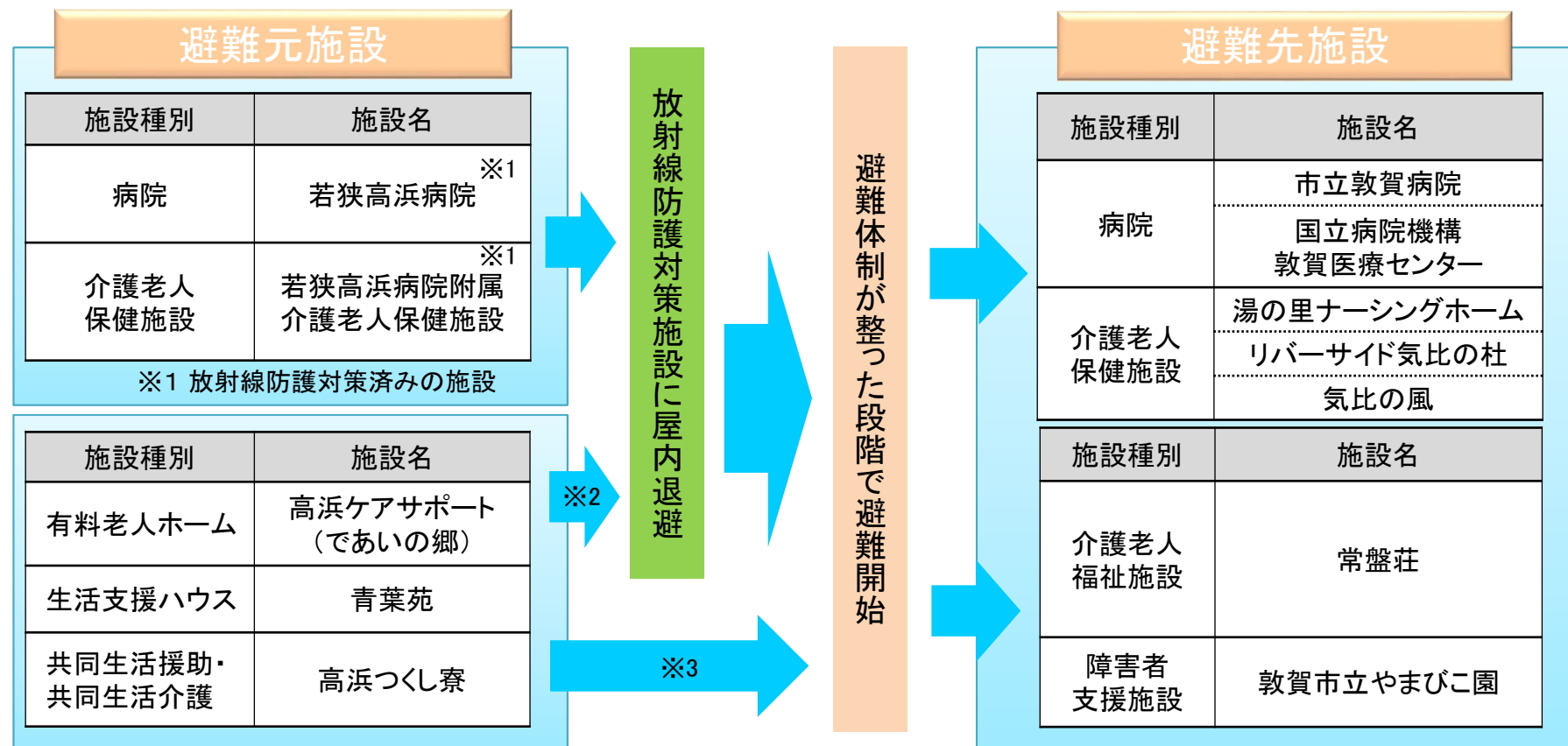
「高浜地域の緊急時対応」の主要項目

1. 高浜地域の概要
2. 緊急事態における対応体制
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応
5. UPZ圏内における対応
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制
7. 緊急時モニタリングの実施体制
8. 原子力災害時の医療の実施体制
9. 国の実動組織の支援体制

● PAZ圏内の医療機関、社会福祉施設の対応

- 高浜地域のPAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設全てについて、避難先を確保済み。
- 放射線防護対策がとられた施設では、避難体制が整うまで屋内退避。

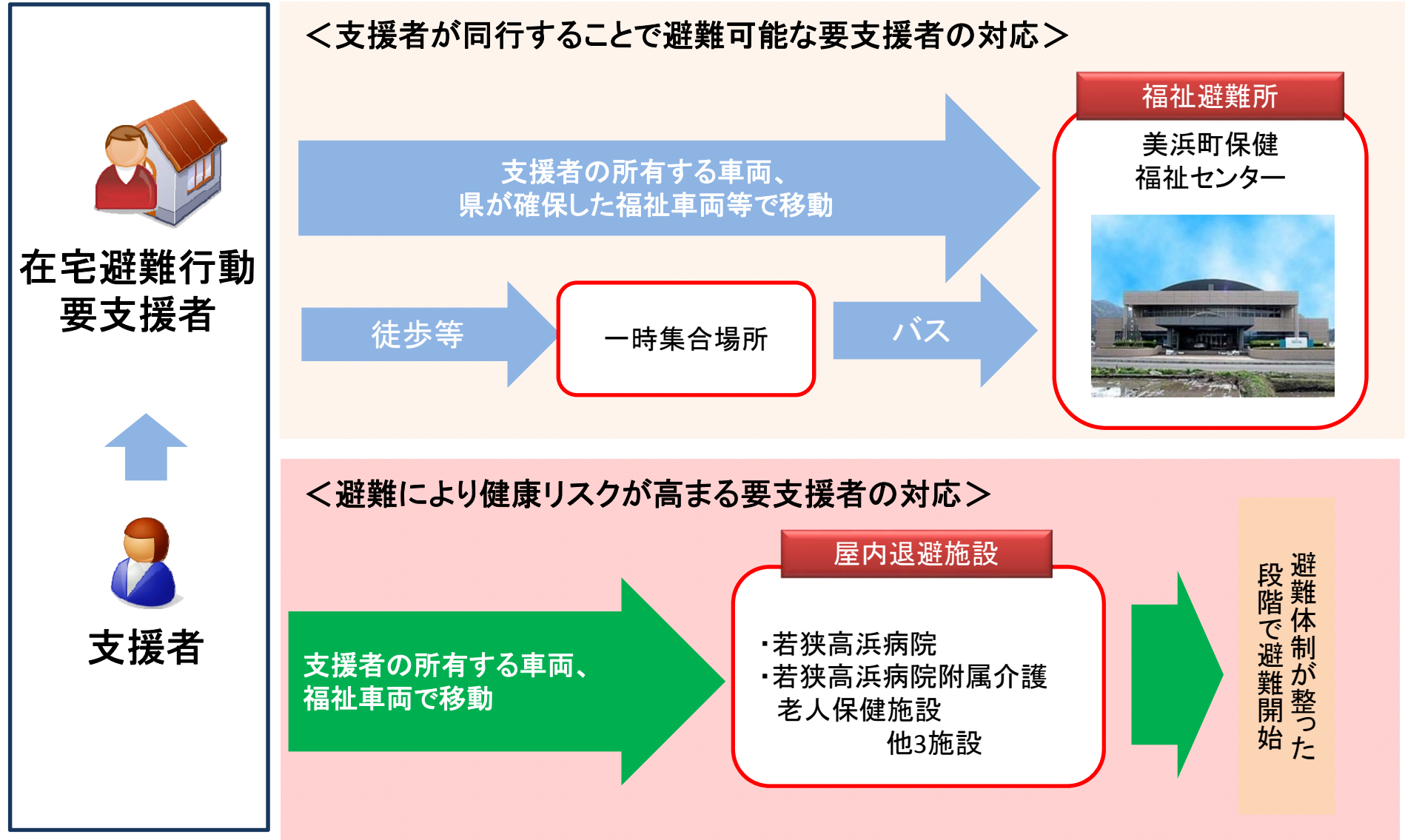
PAZ圏内の施設の入所者等の避難先



※2 避難により健康リスクが高まる要支援者は、支援者の車両又は福祉車両で近傍の放射線防護対策施設へ移動

※3 避難に必要な体制が整うまで自施設に屋内退避を実施し、その後あらかじめ定められた避難先施設へ避難

● 在宅の避難行動要支援者の対応



高浜地域の緊急時対応に関する検討イメージ③

- 高浜町内浦地区(PAZ圏)から避難先施設までの主な経路



国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による支援を実施。**

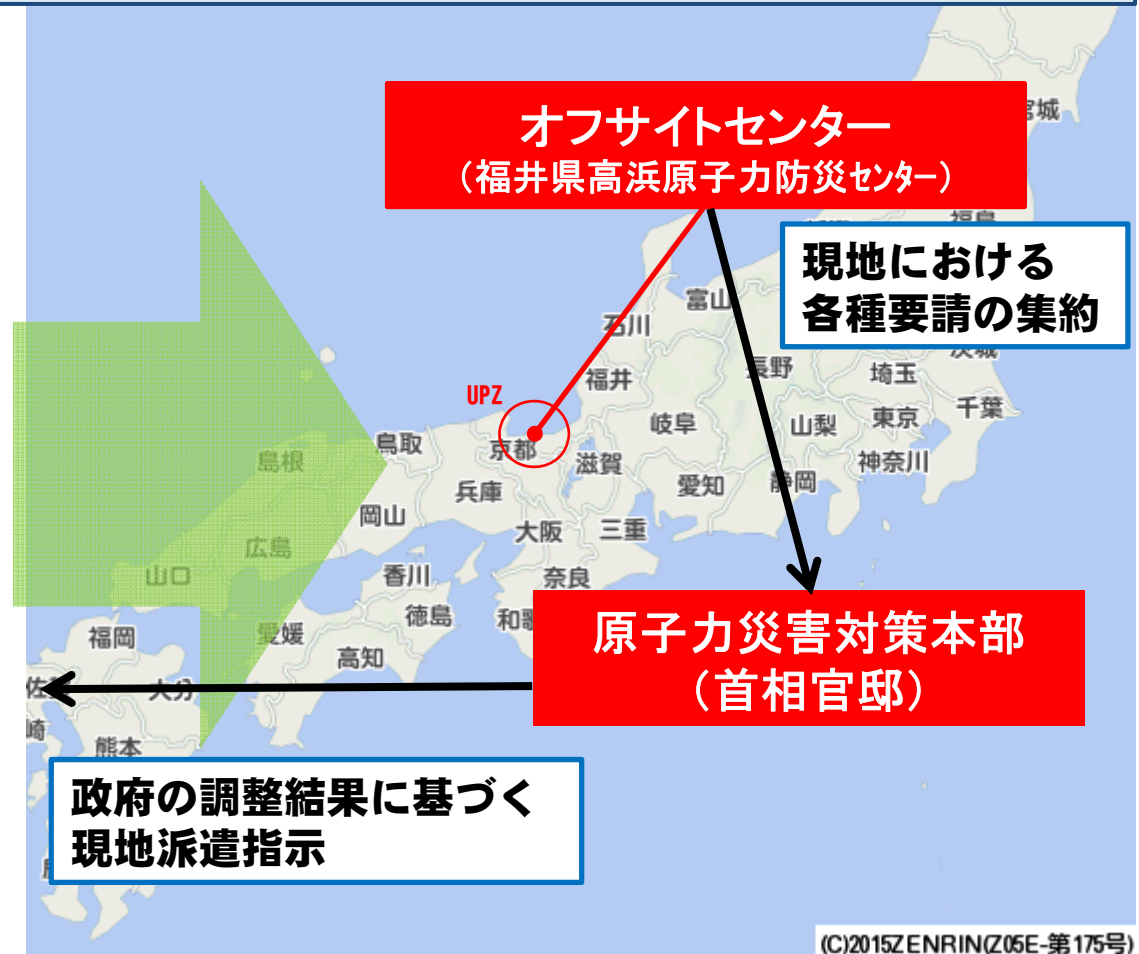
全国の実動組織による支援

**自衛隊による
災害派遣・原子力災害派遣**
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

警察による警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

消防による緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する
都道府県単位による支援

**海上保安庁による
巡視船艇・航空機の派遣**
全国の管区海上保安本部による支援



- 川内地域ワーキングチームなどにおいて、これまで議論されてきた結果を「川内地域の緊急時対応」として取りまとめ。
- 取りまとめた「川内地域の緊急時対応」は、第4回原子力防災会議(平成26年9月12日)に報告。



せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府原子力災害対策担当室
川内地域ワーキングチーム



目次

1. ^{せんだい} 川内地域の概要	P.3
2. 緊急事態対応体制	P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.18
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.27
5. UPZ圏内における対応	P.41
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.54
7. 緊急時モニタリングの実施体制	P.64
8. 緊急被ばく医療の実施体制	P.72
9. 国の実動組織の支援体制	P.78

(注1) 公式表記は、「薩」であるが、本資料においては、一部入力都合上「薩摩川内市」を用いているところがある。
(注2) 本資料の地図は、(C)2014ZENRIN(205E-第175号)を用いている。

合理性

- ・ IAEA (International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関) や原子力災害対策指針に沿って、原子力施設からの距離に応じて、避難をはじめとする防護措置を実施
- ・ 原子力災害固有以外の諸課題 (生活物資の備蓄・供給、避難所への住民受入要領等) については、これまでの災害対応の枠組みを活用

具体性

- ・ 避難行動要支援者を含む住民の避難や屋内退避の実施について以下の項目を明確にすること
 - － 具体的な手順
 - － 行政区ごとの避難先の施設
 - － 複数の避難経路
 - － 必要な輸送車両の確保策等

実効性

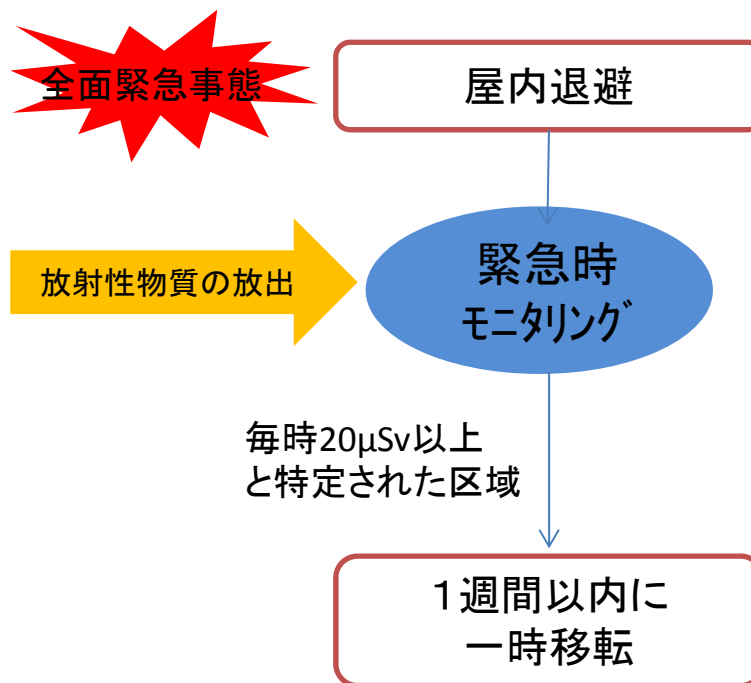
- ・ 地域コミュニティを重視した計画であること
- ・ 複合災害等を踏まえた柔軟な計画であること
- ・ 訓練の教訓などにより、継続的な改善を推し進めること

UPZ圏内における防護措置の考え方 (川内地域の緊急時対応より)

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 以上となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

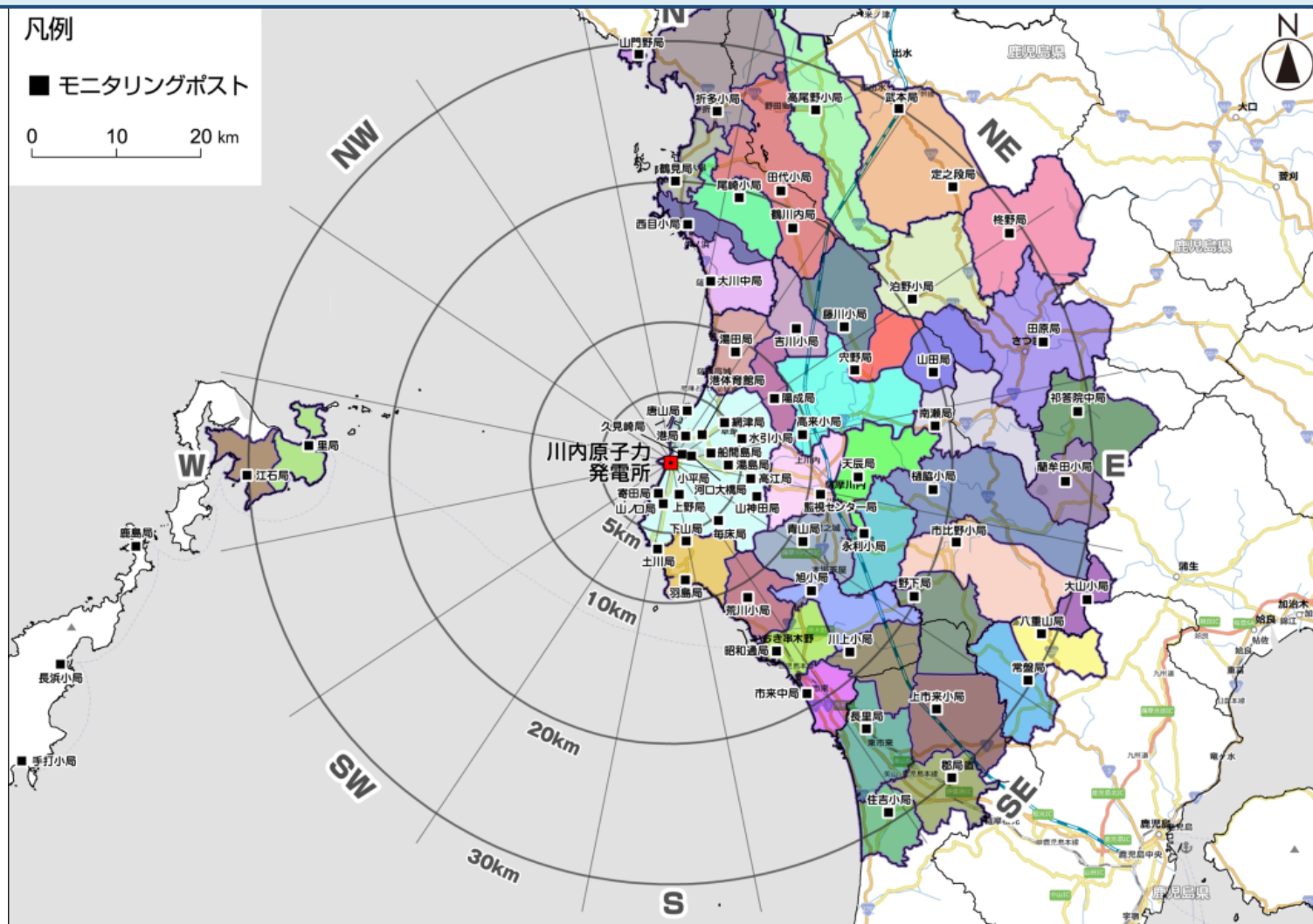
UPZ圏内住民の一時移転等（川内地域の緊急時対応より）

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、鹿児島県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先を調整。



川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位 (川内地域の緊急時対応より)

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に、川内地域ではこれら全ての一時移転等の実施単位毎に固定観測局(73局)が設置されている。
- 鹿児島県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等の配備がなされている。



UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km） （川内地域の緊急時対応より）

- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある医療機関、社会福祉施設（10施設463人）について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。


5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	いさし 伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	65	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) あいらし 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) ちよう 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	ゆうすいちよう 湧水町(1) あいらし 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	あいらし 始良市(2)	75
8	障害者入所施設	44	障害者入所施設	南さつま市(1) 南九州市(1)	99
9	障害者グループホーム	5			
小計	※8と9は一緒に避難	49			
10	障害者入所施設	50	障害者入所施設	鹿児島市(2) あいらし 始良市(1)	106
合計		463	合計	18施設	827

UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km） （川内地域の緊急時対応より）

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設（227施設9,703人）については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設リストが入力された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

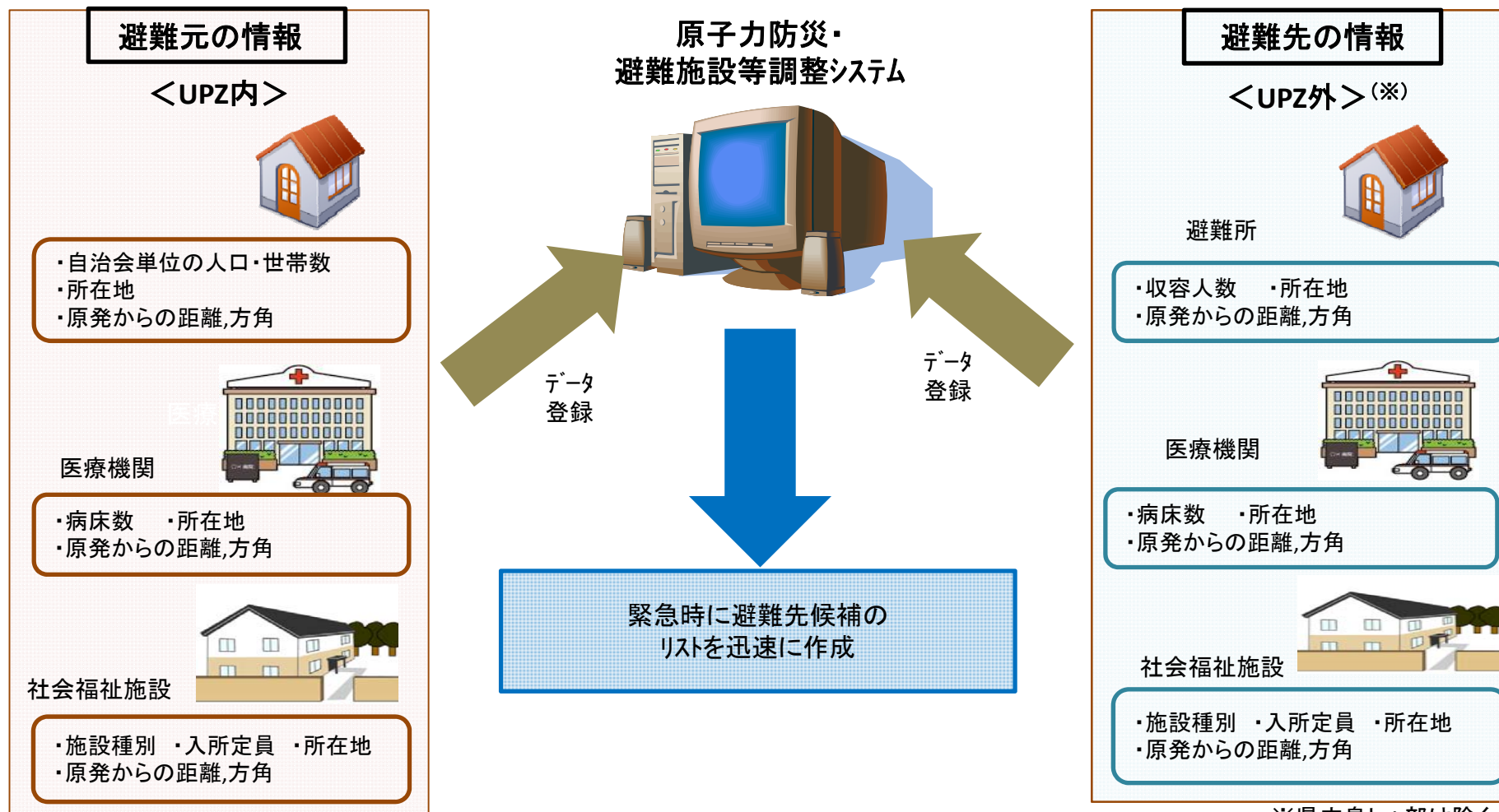
10～30km圏内			30km圏外		
施設区分		施設数	入所定員	受入候補施設数	受入候補施設入所定員
医療機関(病院・有床診療所)		83	4,499	201	27,192
社会福祉施設	介護保険施設等	110	4,061	227	13,096
	障害福祉サービス事業所等	29	913	55	2,623
	児童養護施設等	5	230	13	662
小計		144	5,204	295	16,381
合計		227	9,703	496	43,573



受入先調整
(鹿児島県災害対策本部)

受入先調整のためのシステム（川内地域の緊急時対応より）

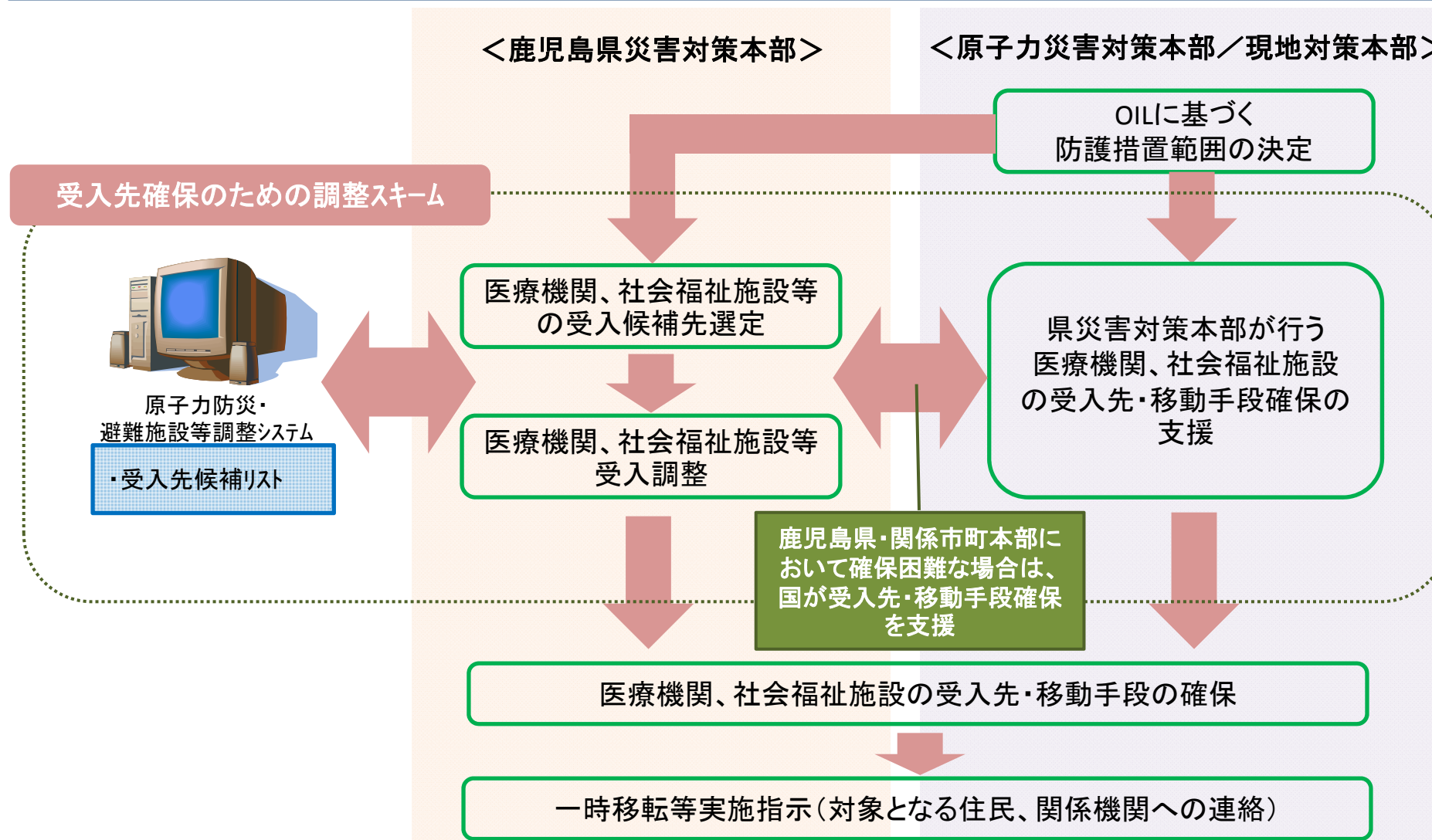
- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。



※県内島しょ部は除く

医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム (川内地域の緊急時対応より)

- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、県災害対策本部では原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

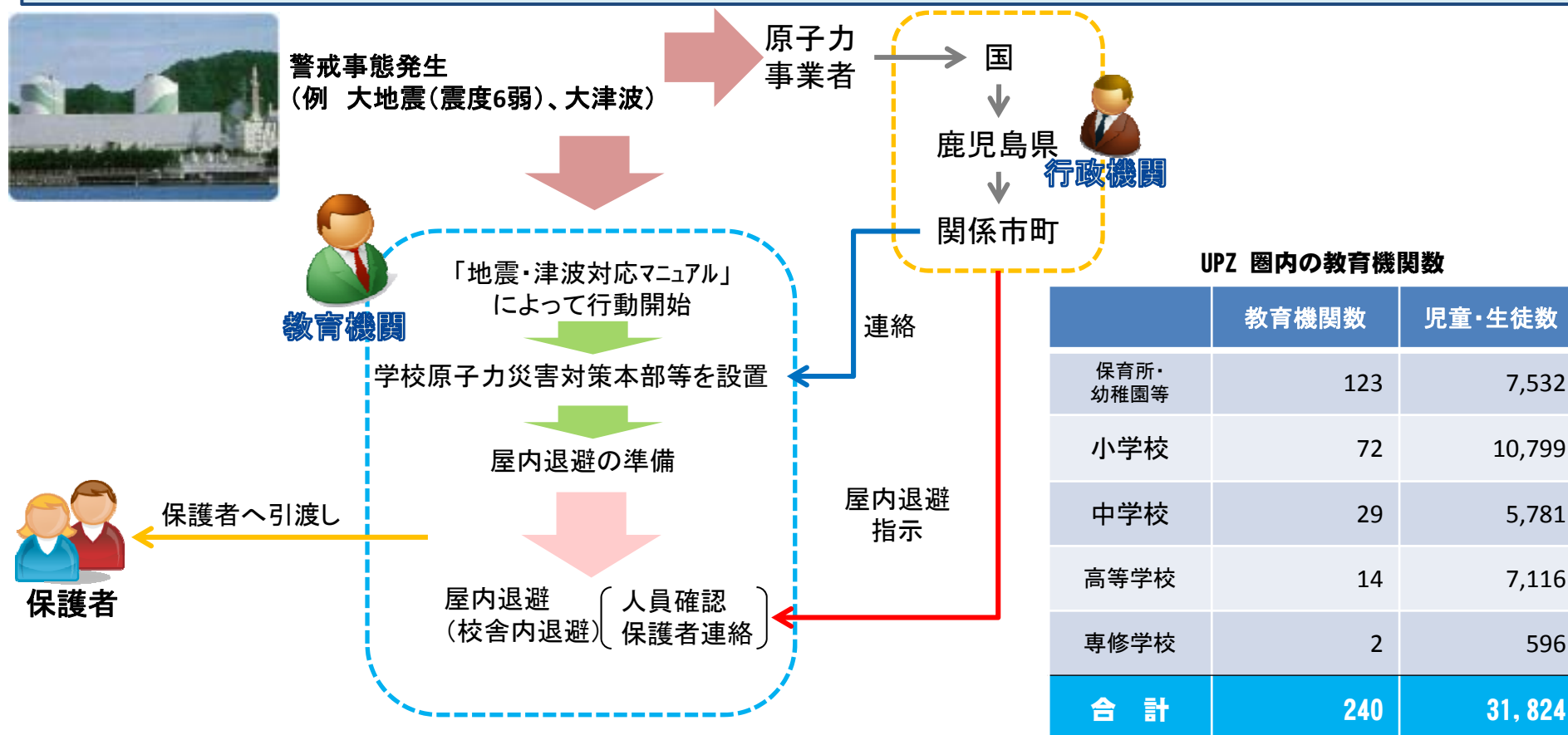


※県において受入先や移動手段の確保が困難な場合は、原子力災害現地対策本部等で、受入先や移動手段の確保を支援する。

UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

(川内地域の緊急時対応より)

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全面緊急事態(屋内退避措置)となった場合、学校原子力災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。

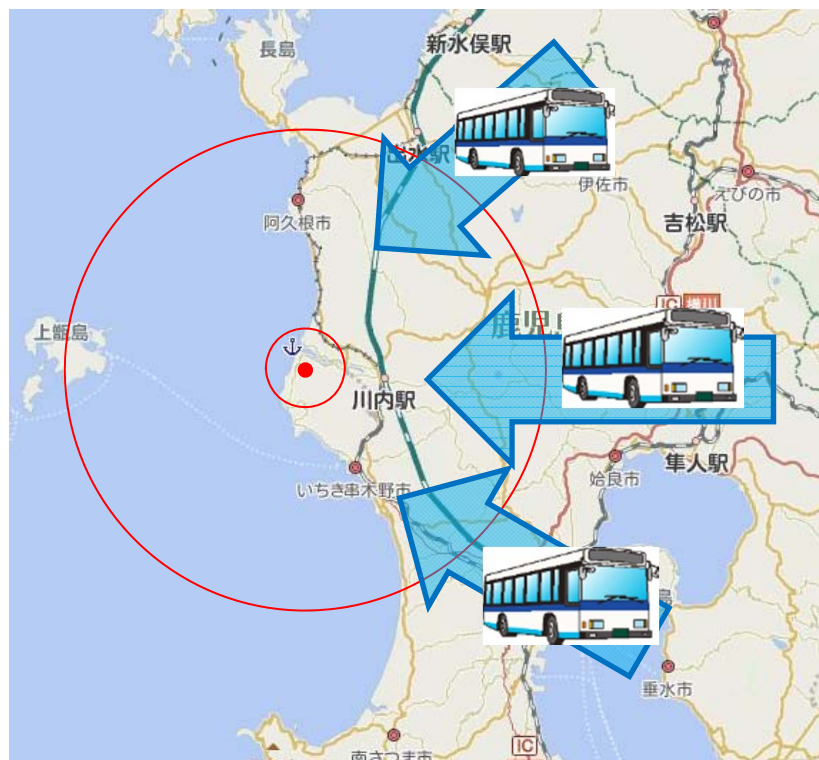


UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保 (川内地域の緊急時対応より)

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間以内に実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 鹿児島県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により必要な輸送能力を確保する。

鹿児島県内のバス会社	保有台数 (台)
70社	1,970※1



※1 PAZ圏内にある営業所が保有する車両を除く。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、**熊本県**、大分県、**宮崎県**、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び**輸送手段の確保**
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他応援のため必要な事項

隣接県 (熊本県・宮崎県)
指定地方公共機関 (バス会社)
保有台数: 1,090台※2



物資集積拠点・一時集結拠点（川内地域の緊急時対応より）

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、3ヶ所の一時的集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点
(鹿児島空港周辺の施設)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材等

一時集結拠点
(原子力災害対策重点区域外の3拠点)

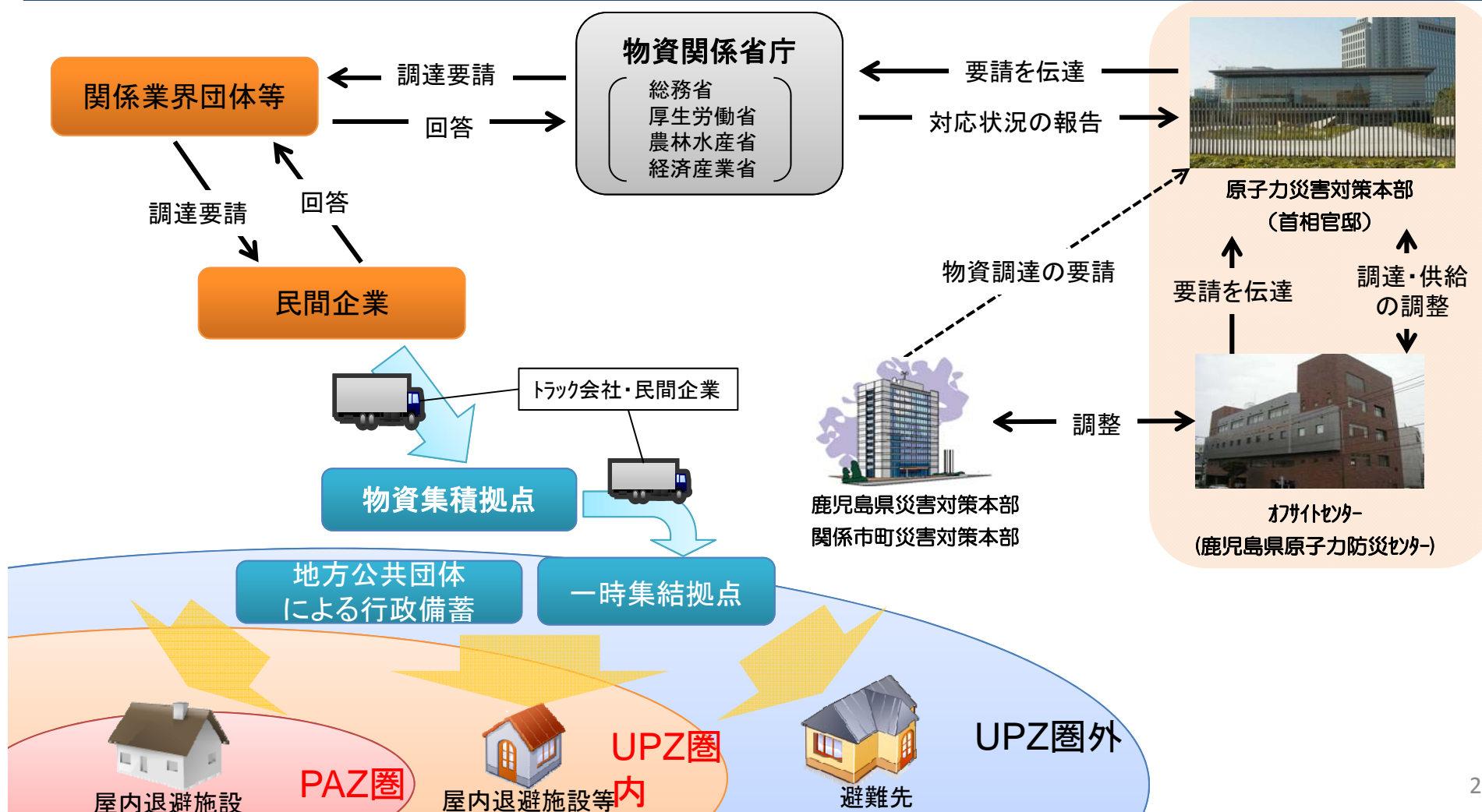
- ・避難・屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請

(※)一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

（川内地域の緊急時対応より）

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



- ◆ 福井エリア地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体が実施する原子力防災訓練で明らかになった課題を改善し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、継続的に、内容の充実・強化に努めていく